

人事労務レポート

今回のテーマ

拡充された雇用関連助成金の整理

< 若年者、高齢者等の採用に関する助成金 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5
金子ビル4F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

先月のレポートで雇用関連の助成金制度をご紹介しましたが、悪化し続ける雇用環境を改善すべく、第二次補正予算成立に関連し、さらに助成金制度の拡充、新規創設が図られました。

今回は、拡充された雇用関連助成金を整理してお伝えします。なお、助成金額はすべて中小企業の支給額です。

* 中小企業事業主：資本金または出資額が3億円(小売業またはサービス業では5,000万円、卸売業では1億円)以下、またはその常時労働者数が300人(小売業では50人、卸売業またはサービス業では100人)以下の事業主をいいます。

1. 特定就職困難者雇用開発助成金

障害者等の就職が困難な人をハローワーク等より雇用保険の被保険者として雇い入れた場合に支給される助成金です。

【助成額】(半年に1回ずつ申請します。)

< 短時間労働者以外 >

高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等
90万円(45万円×2期)

身体・知的障害者
135万円(45万円×3期)

重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者等
240万円(60万円×4期)

< 短時間労働者(週所定労働時間20時間～30時間) >

高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等
60万円(30万円×2期)

身体・知的・精神障害者
90万円(30万円×3期)

2. 高齢者雇用開発特別奨励金

65歳以上の人をハローワーク等より週所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた場合に支給される助成金です(1年以上継続して雇用する予定であることが前提となります)。

【助成額】

週の所定労働時間が30時間以上
90万円(45万円×2期)

週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
60万円(30万円×2期)

3. 若年者等正規雇用化特別奨励金

年長フリーター等(25歳以上40歳未満)または採用内定を取り消された方(40歳未満)をハローワーク等より正規雇用する場合に支給される助成金です。ハローワークに奨励金の対象となる求人を出して直接雇用する方法以外に、トライアル雇用実施後に直接雇用する方法もあります。

【助成額】

第1期(雇い入れから6ヶ月後)

50万円

第2期(雇い入れから1年6ヶ月後)

25万円

第3期(雇い入れから2年6ヶ月後)

25万円

【ポイント】

年長フリーターとは、雇い入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でないことが条件となります。

先月のレポートでお伝えした若年者等雇用促進特別奨励金がこの助成金に拡充されました。

4. 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

6ヶ月を超える期間、派遣を受け入れてきた業務において派遣労働者を直接常用雇用する場合に支給される助成金です。

【助成額】

< 期間の定めのない契約の場合 >

第1期(雇い入れから6ヶ月後)

50万円(有期契約の場合30万円)

第2期(雇い入れから1年6ヶ月後)

25万円(有期契約の場合10万円)

第3期(雇い入れから2年6ヶ月後)

25万円(有期契約の場合10万円)

【ポイント】

労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる必要があります。

今回ご紹介した助成金以外にも、介護関係業務の未経験者を雇用する場合や初めて障害者を雇用する場合に支給される助成金もあります。新規雇い入れを検討される際、活用してはいかがでしょうか。

詳細は山口事務所までお問い合わせください。

今月の主な労務関連手続き

- ・36協定の作成準備(4月更新の企業)
- ・所得税確定申告(3月16日まで)

コラム

4月発行の経理関係の月刊誌に「給与計算のイージーミスに要注意」というテーマで記事を書くことになりました。給与計算という一見単純で容易な作業というイメージをもたれることがあります。しかし、社会保険のしくみや労働法、所得税、住民税の広範な知識が必要とされ、1円のミスで従業員からの信頼を失う、極めて繊細かつ重要な仕事であると思えます。完成しましたら、あらためてお伝えします。(山口)